

# 雇用調整助成金のご案内

## 新型コロナウイルス感染症特例

2020年3月2日現在

< 今回の雇用調整助成金の特例では >

新型コロナウイルスの影響で一時的に従業員を休業させ、休業手当を支給することで、手当の一部が助成されます。

< 特例措置 >

- ☑ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
- ☑ 最近1ヶ月の売上高又は生産量が、前年同期比で10%以上減少している事業主
- ☑ 労使間で休業協定を締結する事業主
- ☑ 事前に「休業等実施計画書」を提出する必要がありますが特例により令和2年1月24日～令和2年7月23日までに初回の休業等がある計画届については令和2年5月31日までに後日提出でも可能
- ☑ 労働基準法に基づき休業手当を支払う事業主

### 助成額と申請イメージ

摘要	中小企業	大企業
休業を実施した場合の休業手当に対する助成(率) (または 教育訓練を実施した場合の賃金相当額)	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$
※対象労働者1人1日当たり 8,335円が上限	<b>3</b>	<b>2</b>
教育訓練を実施した際の加算	1人当たり1,200円/日	
支給限度日数	1年間で100日(3年間で150日)	

売上の減少

計画提出

休業実施

休業手当  
支給

支給申請

前年より10%減少 ...  
仕事が薄いし  
出勤させてもなあ...



従業員10名を  
3月1日から  
4月30日まで  
輪番で休業させます



3月1日から4月30日  
まで計10名を各20日間  
休業させました



仕事を休んでる間  
休業手当として1日あたり  
8,000円を支給します

8,000円(※)×2/3  
= 5,333円  
5,333円×  
延べ休業200日

助成金  
1,066,600円  
を申請します!



※実際の助成金の1日あたりの受給額は、  
雇用保険被保険者の平均値を使用するため変動します

ご連絡ください!

日本社会保険労務士法人 助成金チーム  
助成金直通 TEL:03-5539-5238